

⑥ 厚生労働省

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:渡邊 昌)
目的	国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。
主要業務	1 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究を行うこと。2 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと。3 食品について栄養生理学上の試験を行うこと。4 1から3に掲げる業務に附随する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法人: http://www.nih.go.jp/eiken/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa07.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	A×3			
(2) 効率的な研究施設及び研究設備の利用	A	A	A	B			
(3) 運営体制の改善に関する事項					A	A	
(4) 研究・業務組織の最適化に関する事項					A	B	
(5) 職員の人事の適正化に関する事項					A	A	
(6) 事務等の効率化・合理化に関する事項					B	A	
(7) 評価の充実に関する事項					A	B	
(8) 業務運営全体での効率化					A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 社会的ニーズの把握	A	A	A	A			
(2) 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施	A×7	S×1 A×5 B×1	A×7	A×7			
(3) 外部評価の実施及び評価結果の公表	A	A	A	A			
(4) 成果の積極的な普及及び活用	S×1 A×3	S×2 A×2	S×1 A×3	A×4			
(5) 国内外の健康・栄養関係機関等との協力の推進	A×2	A×2	A×2	A×2			
(6) 研究に関する事項					S×2 A×5 B×1	S×1 A×6 B×1	
(7) 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項					A×2 B×2	A×1 B×3	
(8) 情報発信の推進に関する事項					B	A	
3.財務内容の改善							
(1) 運営費交付金以外の収入の確保	A	A	A	A			
(2) 予算、収支計画及び資金計画	A	A	B	A			
(3) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項					A	A	
(4) 経費の抑制に関する事項					A	B	
4.その他業務運営に関する事項							
(1) 施設及び設備に関する計画	B	A	B	B			
(2) 職員の人事に関する計画	B	A	A	A			
(3) セキュリティの確保					B	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体として当研究所の目的に沿い、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。
 - ① 健康食品の安全性については、国民の関心が非常に高いことから、この領域における研究の一層の進展及び迅速でわかりやすい情報提供が望まれること。
 - ② 食育については、地域・大学等で研究や取り組みが進んでいることから、研究所として取り組むべき課題や関わり方について明確にする必要があること。
 - ③ 民間企業等との連携において、公共性を欠かない連携のあり方について工夫する必要があること。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究に関する事項 (重点調査研究に関する事項(「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究))	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> • 「健康食品の安全性・有効性情報」に関して、ニーズ把握及びデータベースの追加・更新に努めた。具体的には、国内外の安全性情報・被害関連情報の提供(週 1-2回)、最新の医学中央雑誌及び Natural Standard(健康食品に関する国際的情報源)等からの素材情報の追加、ビタミンとミネラルに関する最新情報への更新等を行うとともに、ネット会員(約 3,600名)へ更新情報を定期的に(月1回)メールで通知。 • 専門職(薬剤師、栄養士)及び消費者を対象として健康食品に関する意識調査を実施した。また、ネット会員とネット上での情報・意見交換を行うとともに、メールや電話による健康食品に関する問い合わせについても的確な対応に努力。 • 健康食品データベースの一層の充実を図るため、業界団体等との連絡会議を開催し、協力体制を整えた。なお、「健康食品の安全性・有効性情報」サイトへのアクセス数は、約 5,800件/日。 	<ul style="list-style-type: none"> • 国民の関心が高まっている健康食品のヒトに対する影響の評価手法及びリスクコミュニケーションに資するデータベースの充実など、中期計画を上回る研究成果を上げていると評価するが、さらに国民への迅速でわかりやすい情報提供を検討すべき。
研究に関する事項 (研究水準及び研究成果等に関する事項)	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> • 査読付き学術雑誌への原著論文の掲載は、英文誌 96報、和文誌 22報の計 118法(2.6報/特別研究員移譲の研究員一人あたり)。 • 国内外の学会における発表は、国際学会(国内での開催を含む)77回、国内学会 250回の計 327回(7.3回/特別研究員以上の研究員一人あたり)。これらのうち、特別講演、シンポジウム等の招待講演は、国際学会 31回、国内学会 105回。 • 優れた研究成果を国際的な場で積極的に発信するために、所内公募により5件の海外渡航旅費の付与を行い、海外の主要な学会等で研究成果を発表。 	<ul style="list-style-type: none"> • 国内外の質の高い学術誌等へ掲載や学会等における招待講演など、積極的な発表が行われており、中期計画を大きく上回る実績を上げており、高く評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:荒記 俊一)
目的	事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと。2 上記1の業務に附随する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法人: http://www.jniosh.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa07.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 (なお、「A:中期目標を上回っている。B:中期目標をおおむね達成している。」) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は平成18年4月に(独)産業安全研究所と(独)産業医学総合研究所との統合により設立されている。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>			
1.業務運営の効率化			
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×3	A×3	
(2) 効率的な研究施設及び研究設備の利用	A	B	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上			
(1) 労働現場のニーズの把握	A	A	
(2) 労働現場のニーズに沿った研究の実施	A×2	A×2	
(3) 学際的な研究の推進	A	A	
(4) 研究項目の重点化	A	A	
(5) 研究評価の実施及び評価結果の公表	A	A	
(6) 成果の積極的な普及・活用	S×3 A×2	S×2 A×2 B×1	
(7) 労働災害の原因の調査等の実施	S	A	
(8) 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進	S×1 A×2	S×1 A×2	
(9) 公正で的確な業務の運営	A	A	
3.財務内容の改善に関する事項			
(1) 運営費交付金以外の収入の確保	A	B	
(2) 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施	A	A	
4.その他主務省令で定める業務運営に関する事項			
(1) 人事に関する計画	A	A	
(2) 施設・設備に関する計画	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度の業務実績については、研究成果が国の基準等に反映されたこと、国際学術雑誌等に掲載された労働安全衛生に関する研究成果についてインターネットを通じて発信したこと、行政からの労働災害の原因調査等の依頼に着実に対応したことなど多くの社会的貢献を行ったことなどから、研究所の目的である「職場における労働者の安全及び健康の確保」に資するものであり、高い水準で業務を実施したと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な研究施設及び研究設備の利用	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 理事長・理事・監事室を実務部門と隣接させることにより相互間のコミュニケーションを改善。 研究施設・設備の共同利用・有償貸与を一層促進するため、共同利用や貸与の可能な施設・設備を研究所ホームページで公開。また、各種講演会・交流会等で積極的に広報し15課題の共同研究(共同研究協定書に基づくもの及び競争的資金要求時に他機関と共同して申請したものに限定)を実施して施設の共同利用を進めたほか、平成19年度には2件の施設の有償貸与を実施。 など	<ul style="list-style-type: none"> 本部棟の設置、外部貸与対象施設・機器を大幅に設定するなど効率的な研究施設・設備の利用に努めているが、施設の貸与件数が伸びておらず、総合的には、概ね中期計画にそった実績と言える。
成果の積極的な普及・活用(学会発表等の促進)	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度の論文発表等は333報、講演・口頭発表等は369回であり、いずれも平成19年度計画に掲げた数値目標の約2.0倍、1.1倍。 	<ul style="list-style-type: none"> 論文発表数は年度計画目標数(170報)の2倍の340報となり、中期計画を大幅に上回る実績を達成した。さらに、国際的に知名度の高い学術団体から個人賞を3編受賞するな

		<ul style="list-style-type: none"> 論文発表等の内訳は、原著論文 82 編、原著論文に準ずる学会発表の出版物 81 編、総説論文 35 編、著書 30 編、行政報告書等 41 編、その他の専門家向け出版物 64 編。 など 	<p>ど、論文の質的な向上も図られており、中期計画を大幅に上回るものとして評価できる。</p>
成果の積極的な普及・活用(インターネット等による研究成果情報の発信)	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 統合研究所のホームページを作成し、平成 18 年度の研究成果データベースを公開。 研究所が発行している国際学術雑誌「Industrial Health」(年6回発行)の全論文を研究所ホームページにて公開し、研究成果を広く提供・紹介。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 国際学術雑誌「Industrial Health」の年発行回数を4回から6回へ増やしたこと、和文学術雑誌「労働安全衛生研究」を創刊したことは、関係領域の研究の発展にも寄与する実績であり、高く評価する。さらにこれら雑誌の全論文を研究所ホームページで公開するなど組織的に取り組んでおり、中期計画を大幅に上回るものとして評価できる。
運営費交付金以外の収入の確保	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省科学研究費補助金 10 件(うち研究代表者7件)、厚生労働省科学研究費補助金 16 件(うち研究代表者8件)、その他環境省1件(研究代表者)の合計 27 件 78,823 千円の競争的研究資金を獲得した。また、5件 18,627 千円の受託研究を獲得。 その他、施設貸与2件 148 千円著作権料3件 688 千円、特許実施料1件 218 千円等の自己収入を獲得。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 外部資金のうち競争的資金の新規獲得件数が増加しているものの、受託研究、特許実施の実績が減少しており、概ね中期計画にそった実績と評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26) (個別意見)

- 経費削減の取組については、業務実績報告書において、平成 19 年度から始まった「高圧設備の長時間使用に対応した疲労強度評価手法に関する研究」での光熱水量の増加が見込まれたが、人工環境室を清瀬地区に集約し施設経費の永続的な節減を図るなどの経費節減努力により、今年度の光熱水量の増加を対前年度 8.8%の増加に抑えることができたとしており、評価結果においては施設の統合等による施設経費の節減などに努めていると評価している。しかしながら、その前提となる上記研究での光熱水量の増加量及び増加額や人工環境室の統合等による経費節減額が明らかにされていないことから、経費節減額等を明らかにさせた上で評価すべきである。
- 「インターネット等による調査及び研究成果情報の発信」については、中期計画において、①公表論文の概要等を研究所のホームページにおいて公開、②年報等を発行し産業界等への研究成果の広報を図る、③研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等の発行及び研究成果の一般誌等への積極的な寄稿、が中期目標を達成するためにとるべき事項として定められているものの、具体的な数値目標が定められていない。平成 19 年度の評価結果においては、上記のとおり具体的な数値目標が定められていないこと、また、18 年度(A評定)と比較しても一般誌等への寄稿件数及び研究所ホームページへのアクセス件数が減少していることからS評定(中期計画を大幅に上回っている)とする理由が不明確であり、評価の考え方、理由、根拠等を明らかにさせた上で評価すべきである。
- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 114.4(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。これについては、評価結果において「役職員の報酬・給与等の状況は妥当であり、適切と認められる。一部に、この法人に限ったことではないが役員報酬が高いとの意見もあった。なお、給与水準の対国家公務員指数については、適正な水準まで引き下げる必要がある。」と記載されている。しかしながら、同年度の役員の報酬等及び職員の給与の水準に関する情報の公表(以下「給与水準等公表」という。)における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、①職員の学歴構成、②その他法人固有の事情(国からの出向者の異動保障)が挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(7)、(イ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ-(7))の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まれない。
- 本法人の総人件費改革の取組については、給与水準等公表によると、平成 17 年度の基準値 1,053,105 千円に対し 19 年度 1,043,773 千円(1.6%の減少(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画に予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、法人の取組の適切性についての検証状況及び今後の削減に向けた展望が、評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。(別紙2(2-イ)参照)

法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:樋爪 龍太郎)
目的	中小企業退職金共済法の規定による中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営することを目的とする。
主要業務	1 退職金共済契約及び特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業を行うこと。2 上記1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: http://www.taisyokukin.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou07.html
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×3 B×1	A×1 B×3	A×2 B×2	A×2 B×2	A×2 B×2	A×2 B×2	
(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	A	B	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) サービスの向上	A×1 B×2	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	A×3	A×2 B×1	
(2) 加入促進対策の効果的実施	B	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善							
(1) 累積欠損金の処理	A	A	A	B	B	A	
(2) 健全な資産運用等	A	B	A	B	B	B	
4.その他業務運営に関する事項							
(1) 積極的な情報の収集及び活用	B	B	B	B	B	B	
(2) 建設業退職金共済事業の適正化	B	A	A	A	A	A	
(3) 中期計画の定期的な進行管理	B	B	A	B	B	B	
5.予算、収支計画及び資金計画	B	A	A	A	A	A	
6.短期借入金の限度額							
7.職員の人事に関する計画	B	B	B	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体として適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。
 - ① 加入促進については、制度の安定的な運営のため、第2期中期計画の達成に向けて平成20年度以降もさらに効果的な取組が求められるが、特に、3年連続で加入者が目標に達しなかった建設業退職金共済事業(以下「建退共事業」という。)や、5年連続で加入者が目標に達しなかった林業退職金共済事業(以下「林退共事業」という。)については、その産業における事業活動の低迷等業界固有の問題はあるものの、より一層の効果的かつ積極的な取組が求められる。
 - ② 制度が長期的に安定したものとなり、事業主が安心して加入できるものとなるためには、計画的に累積欠損金を解消していくことが重要である。累積欠損金は一般の中小企業退職金共済事業(以下「中退共事業」という。)及び林退共事業において、「累積欠損金解消計画」における年度ごとの解消目安額を上回る利益が確保できなかったが、引き続き「累積欠損金解消計画」に沿った着実な解消が重要である。
 - ③ 中退共事業における退職金未請求者、特定業種退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者に対しては、被共済者への直接の要請等を実施することにより、より一層の縮減を図ることが求められる。
 - ④ 「退職金共済業務に係る業務・システム最適化計画」の実施と併せた4事業本部一体となったさらなる事務処理期間短縮方策の検討、区分経理を前提とした効率的かつ柔軟な資産運用体制の構築、競争契約の導入による経費削減などの業務運営のより一層の効率化に努める必要がある。
 - ⑤ 職員の研修の充実や人事評価結果の活用など効率的かつ柔軟な組織・人員体制の確立を積極的に進めているところであるが、今後もより高い成果を得るために体制やその運用について不断の見直しを引き続き行うとともに、それを具体的な成果につなげることが重要である。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
サービスの向上(意思決定・業務処理の迅速化)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 退職金支給の事務処理に関して他の事業よりも長期間を要している清退共事業、林退共事業について他事業と同程度の期間で処理すべきではないかとの厚生労働省独立行政法人評価委員会での議論を踏まえ、清退共事業、林退共事業について次期中期目標期間中に処理期間を現行の 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業において退職金の給付審査業務についての目標日数を達成したほか、清退共事業、林退共事業について、さらに処理期間を短縮するための枠組みを構築するなど、中期計画を上回る達成が見られた。

		39 日から建退共事業と同じく 30 日に短縮するため、19 年度に策定した業務・システム最適化計画において必要な枠組み案を構築。 など	
累積欠損金の処理	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 中退共事業については、収益の改善及び経費節減の取組を行ったが、平成 19 年度においては、金銭信託の大幅な評価損の影響を受けて当期損失が 141,267 百万円となり、この結果、19 年度末の累積欠損金は 156,381 百万円に増大。しかしながら、「累積欠損金解消計画」を策定した 17 年度以降 19 年度までの 3 年間の累積解消額は 71,957 百万円（「累積欠損金解消計画」における年度ごとの解消目安額は 180 億円(18,000 百万円)であり、この約 4 年分に相当。）。 林退共事業については、収益の改善及び経費節減に取組み、平成 19 年度末において累積欠損金は 1,357 百万円となり、18 年度末の累積欠損金 1,396 百万円と比べ 39 百万円減少。また、「累積欠損金解消計画」を策定した 17 年度以降 19 年度までの 3 年間の累積解消額は 293 百万円（「累積欠損金解消計画」における年度ごとの解消目安額は 92 百万円であり、この約 3 年分に相当。）。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 累積欠損金解消計画で定める単年度の解消目安額は達成できなかったが、環境悪化を考慮すれば概ね計画通りと評価される。
健全な資産運用等	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> 資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた資産運用の基本方針に基づき安全かつ効率を基本として実施。また、各事業本部においては、基本ポートフォリオの検証を行い、現行基本ポートフォリオを継続することを確認。 外部の専門家で構成する資産運用評価委員会を 4 回開催し、資産運用評価のあり方について審議するとともに、事業本部ごとに 18 年度の運用結果について報告を行い、運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中退共給付経理の当期損失が 1,413 億円となっているが、ベンチマーク同等のパフォーマンスとなっており、概ね計画通りと評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見 (H20.11.26) (個別意見)

- 一般の中小企業退職金共済事業、清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業における退職金等未請求者及び退職金共済手帳長期未更新者縮減対策については、退職金等未請求者及び退職金共済手帳長期未更新者に対する取組を重点的に行ったとして、「内部進行管理の充実」の項目において A 評価(中期計画を上回っている)としているが、この取組による具体的な効果については言及されていない。今後の評価に当たっては、退職金等未請求者及び退職金共済手帳長期未更新者に対する取組による具体的な効果を明らかにした上で評価すべきである。
- 建設業退職金共済事業における退職金共済手帳長期未更新者縮減対策については、各種の改善策が実行され、手帳更新・退職金請求の実績件数が前年より改善しているとして、「建設業退職金共済事業の適正化」の項目において A 評価(中期計画を上回っている)としているが、退職金共済手帳長期未更新者に対する取組による具体的な効果については言及されていない。今後の評価に当たっては、退職金共済手帳長期未更新者に対する取組による具体的な効果を明らかにした上で評価すべきである。
- 建設業退職金共済事業勘定及び清酒製造業退職金共済事業勘定の利益剰余金(平成 18 年度末にそれぞれ約 982.5 億円、約 10.7 億円、19 年度末にそれぞれ約 858.8 億円、約 10.4 億円)について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行ったところであるが、平成 19 年度の評価結果をみると、発生要因等が明らかにされていない。今後の評価にあたっては、利益剰余金の発生要因等を明らかにさせた上で業務運営の適切性の評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:戸苺 利和)
目的	高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務等を行うことにより、高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 高齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。2 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。3 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。4 障害者職業センターの設置及び運営を行うこと。5 障害者職業能力開発校のうち職業能力開発促進法に規定されたものの運営を行うこと。6 納付金関係業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: http://www.jeed.or.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iiin/roudou07.html
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	B	A	A	S	A	
(1) 効果的な業務運営体制の確立	/	/	/	/	/	/	
(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	/	/	/	/	/	/	
(3) 障害者雇用納付金を財源に行う調査研究、講習及び啓発の事業規模の配慮	/	/	/	/	/	/	
(4) 給付金及び助成金業務の効率化	/	/	/	/	/	/	
(5) 業務・システムの最適化	/	/	/	/	/	/	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 関係者ニーズ等の把握	/	/	/	/	/	/	
(2) 業務評価の実施及び公表に関する業務内容の充実等	A	A	A	A	A	A	
(3) 高齢者等や障害者の雇用情報等の提供	/	/	/	/	/	/	
(4) 高齢者等の雇用の機会の増大に資する事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること	B	B	A	A	A	B	
(5) 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと	A×1 B×2	A×2 B×1	A×1 B×2	A×3	A×3	A×2 B×1	
(6) 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと	A	A	A	A	A	A	
(7) 障害者職業センターの設置運営業務の実施	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	S×1 A×2	A×3	A×3	
(8) 障害者職業能力開発校の運営業務の実施	A	A	A	A	A	A	
(9) 納付金関係業務等の実施	B×5	A×1 B×4	A×4 B×1	A×5	A×3 B×2	A×1 B×4	
(10) 障害者となった労働者の雇用を継続する事業主に対する助成金の支給	B	B	/	/	/	/	
(11) 障害者の技能に関する競技大会の開催	B	A	A	A	S	A	
3.財務内容の改善							
(1) 予算、収支計画及び資金計画	B	B	A	B	A	A	
(2) 人事に関する計画	/	/	/	/	/	/	
(3) 施設・設備に関する計画	B	B	A	B	A	B	

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 適切に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。
 - ① 今後の数値目標の設定に当たっては、これまでの達成状況等を踏まえつつ、より適正な指標・水準の設定に努めるとともに、成果内容等を的確に把握するため更なる工夫・改善を図る必要がある。
 - ② 高齢者や障害者の雇用支援がますます重要になるのに伴い業務が増大する中、給与以外の面で職員のモチベーションを維持・向上させるための取組を推進する必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者等又は障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人への業務の委託について、高齢・障害両都道府県協会の統合メリットを高め、業務をより一層の効果的かつ効率的に実施及びサービスの充実を図るため、組織体制の見直し及び職員の適正配置を平成 22 年度までに実施することを内容とする工程表を策定し、平成 20 年度から実施(事務局次長の廃止(東京・大阪・愛知・兵庫を除く)、専任職員 47 名削減、高齢期雇用就業支援コーナー相談員等 130 名削減、都道府県間の業務実績に応じた職員の適正配置、高齢者関係業務と障害者関係業務の統合(給付金・助成金業務と相談支援業務への部課の編成)) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 業務運営の効率化については、整理合理化計画の前倒し実施や、管理部門の圧縮等を通じた都道府県協会への委託業務の合理化・効率化を推進するとともに、一般競争入札の拡大や、給与水準の見直し等を行い、業務運営の効率化に積極的に取組み、一般管理費、業務経費及び人件費のすべてにおいて目標を上回る節減が達成できていることなどから、中期計画を大幅に上回っていると評価できる。今後とも業務運営の効率化を推進する必要があるが、業務の遂行に必要な体制が確保されるよう配慮されたい。
納付金関係業務等の実施(障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給に関する業務の適切な実施)	2(9)	<ul style="list-style-type: none"> • 納付金制度の改正に対応した新システムを平成 19 年4月から稼動。新システムを活用することにより、より迅速で効率的かつ適正な審査決定等を行うことができた。また事業主からの直接又は都道府県協会を経由した照会等に対して、速やかで的確な助言、指導を実施。また、より安全で確実な審査システムとするため、システム監査の結果に基づき、システムのセキュリティ対策を講じた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者雇用納付金の徴収等については、前年度同様に納付金の収納率等について高水準の数値目標が達成されているが、今後ともその水準維持に努める必要があり、中期計画に概ね合致していると評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 114.6(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(人材確保等のため、類似の非特定独立行政法人(旧特殊法人)等の給与水準を勘案してきたこと)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、①及び③についての言及はなされているが、②に関して法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(ウ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人福祉医療機構(平成15年10月1日設立)<非特定> (理事長:山口 剛彦)
目的	社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること。 また、厚生年金保険制度、船員保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。
主要業務	1 社会福祉事業施設及び医療関係施設等の設置等に必要資金を融通する貸付事業。2 社会福祉事業施設の設置者等及び病院等の開設者に対する経営の診断又は指導事業。3 社会福祉振興事業者に対する助成事業。4 社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修事業。5 社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当共済事業。6 道府県等が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する心身障害者扶養保険事業。7 福祉・保健・医療に関する情報提供等を行う福祉保健医療情報サービス事業。8 厚生年金保険法、船員保険法又は国民年金法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業。9 労働者災害補償保険法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業。10 その他前記に附帯する事業。11 承継年金住宅融資等債権管理回収業務。12 承継教育資金貸付けあっせん業務。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:上野谷 加代子)
ホームページ	法人: http://www.wam.go.jp/wam/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryoo07.html
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.法人全体の業務運営の改善							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×3	A	A	A	A	A	
(2) 業務管理の充実	A×3	A	A	A	B	A	
(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減	A	A	A	A	A	A	
(4) 利用者に対するサービスの向上							
(5) 業務・システムの最適化の実施							
2.事業毎の業務運営の改善に関する事項							
(1) 福祉医療貸付事業	A×2	A B	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2) 福祉医療経営指導事業	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(3) 長寿・子育て・障害者基金事業	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(4) 退職手当共済事業	B	B	A	A	A	A	
(5) 心身障害者扶養保険事業	B	B	B	B	A	B	
(6) 福祉保健医療情報サービス事業(WAN NET 事業)	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(7) 年金担保貸付事業	A×1 B×1	A×2	S×1 A×1	A×2	A×2	A×2	
(8) 労災年金担保貸付事業		A×2	S×1 B×1	A×2	A×2	A×2	
(9) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務							
(10) 承継教育資金貸付けあっせん業務				A	A	A	
3.財務内容の改善							
(1) 運営費交付金以外の収入の確保							
(2) 貸付原資についての自己資金調達 の拡大		A	A	A	A	A	
(3) 貸付事業におけるリスク管理の徹底							
4.その他業務運営							
(1) 人事に関する事項		A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.18)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体としては福祉医療機構の設立目的である「社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること」及び「厚生年金保険制度、船員保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できる。
- なお、福祉医療機構の多岐にわたる業務内容について積極的に周知に努めるとともに、今後とも時代の状況に的確に対応して業務を展開していくことを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務管理の充実	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度末リスク管理債権比率は、度重なる診療報酬や介護報酬の引下げの影響等により、医療・介護施設を取り巻く経営環境が年々厳しくなる中、2.02%となり概ね中期目標を達成。 平成 18 年度に実施したシステムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成 19 年 4 月より業務・システム最適化計画の策定に着手し、12 月 27 日に業務・システム最適化(案)を取りまとめた。さらに、ホームページを通じてユーザ意見募集を行い、当該意見を踏まえ、業務・システム最適化計画を決定し、平成 20 年 2 月 28 日にホームページに公表した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権比率は 2.02 %で、平均の 1.56%から 2.0%を下回っているが、他の金融機関と比べると低く、診療報酬が厳しく減少している中でこの数値は一定の評価に値する。また、「業務・システム最適化計画」を計画どおりに平成 20 年 2 月に策定・公表し、中期目標を達成していることも評価できる。
心身障害者扶養保険事業	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 国に設置された心身障害者扶養保険検討委員会において事業見直しの検討が進められたことから、検討に必要な資料の作成及び情報提供を行った。結果、平成 20 年 4 月 1 日より制度改正が実施されることとなり、心身障害者扶養保険責任準備金に対応する資金の積立不足により発生していた繰越欠損金が、平成 20 年度の決算以降解消する見通しとなり、制度の安定化を図ることができた。 扶養共済制度の改正については、道府県・指定都市における条例改正を推進するため、既加入者等に対する質疑集や改正リーフレットを作成・配布する等、積極的に支援。併せて、平成 19 年 11 月に「心身障害者扶養保険事務担当者地区別打合せ会」で、制度改正についての周知。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 繰越欠損金が解消する見通しとなり、制度の安定化を図ることができたことは朗報である。また、当該改正内容について、道府県・指定都市に対する指導等を適切に運営していると判断でき、評価に値する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26) (個別意見)

- 心身障害者扶養保険事業については、繰越欠損金が制度改正により今後解消される見通しとなったことや、道府県・指定都市に対する指導等を適切に運営していることとしてA評定(中期計画を上回っている)としている。しかしながら、①繰越欠損金の解消については、法人の努力ではなく、国と地方公共団体による財政支援によるものであること、②道府県・指定都市に対する指導等の実施についても、地方公共団体との事務担当者会議を年2回開催したことや改正内容のパンフレットを作成し各都道府県に送付して周知させたこと等であることから、A評定とするだけの理由が明らかでない。今後の評価に当たっては、評価の考え方、理由、根拠等について明らかにした上で、評価すべきである。
- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 119.5(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(民間における金融部門における給与実態を勘案していること)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、②及び③についての言及はなされているが、①に関して、法人の説明の合理性が検証されているか明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-1)ア-イ)を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から厳格なチェックを行うべきである。

法人名	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:遠藤 浩)
目的	重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること。
主要業務	1 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、及び運営すること。2 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供を行うこと。3 障害者支援施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。4 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。5 上記1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	医療福祉部会(部会長:上野谷 加代子)
ホームページ	法人: http://www.nozomi.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iry07.html
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さないため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×1 B×2	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 C×1	A×2 B×1	
(2) 効率的な施設・設備の利用	A	B	B	A	B	B	
(3) 合理化の推進	A	B	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 自立支援のための取組み	A	A	A	A	A	A	
(2) 調査・研究	B×3	A×1 B×2	B×3	A×2 B×1	A×1 B×2	B×3	
(3) 養成・研修	B	B	A	A	B	B	
(4) 援助・助言	B	B	B	A	A	B	
(5) その他の業務	A	B	B	A	B	B	
(6) サービス提供に対する第三者評価の実施及び評価結果の公表	B	C	A	A	B	B	
(7) 業務の電子化	B	B	B	A	B	B	
3.財務内容の改善							
(1) 自己収入比率							
(2) 経費節減を見込んだ予算	B	B	B	A	B	B	
4.その他業務運営							
(1) 人員の適正配置							
(2) 人事評価システム	A	A	A	A	A	A	
(3) 施設整備、改修			B	A	B	B	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.18)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成19年度の業務実績については、全体としてはのぞみの園の設立目的である「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること」に資するものであり、中期目標の達成に向けて努力をしたものと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務運営体制の確立(内部進行管理の充実)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 事故防止対策委員会を定期的に開催し、事故報告書やヒヤリハット報告書をもとに発生原因の分析、事故防止策などを検討。 毎年度7月を事故防止月間とし、重点的に防止対策を実施。 組織的に事故防止対策を取り組んできたが、施設利用者1人の所在不明が発生。こうした事故の発生を踏まえ、法人として、支援に当たる職員の一人ひとりに支援方法の再確認を促すとともに、総合施設の全職員を対象としたリスク管理研修会の開催、定点の通行確認を目的として防犯カメラを設置するなどの緊急措置を講じた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内部進行管理の充実については、平成19年度当初施設利用者の所在不明事故が発生し、現時点においても未解決となっているが、のぞみの園が施設を運営する上で、施設利用者の生命と安全を守ることが最も尊重されるべきものであるにも関わらず、このような深刻な事故が起こってしまったことについて、極めて遺憾と言わざるをえない。のぞみの園においては、当該利用者の所在確認に引き続き努力するとともに、二度とこのような事故が起こらないよう、管理監督する立場である役員、並びに幹部職員はもとより法人職員の一人ひとりに対して、「施設利用者の安全を守り、生命を尊重する」という基本の

			徹底と支援方法等の再点検を行うなど、再発防止に向けた最大限の対策を講じる必要がある。 など
調査・研究	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果については、学会、研修会、講演会等、機会ある毎に積極的に発表するようしており、さらに、ニュースレターの配布、ホームページへの掲載等、その普及に努めた。また、調査研究の内容を一覧できる研究紀要を19年度分から新たに発刊することとし、19年度においてその編さん作業を行ったが、こうした報告書の発行を通じて一層の普及・活用を促進。 調査研究内容については、学会や各種の研修会等で講演したほか、ニュースレター(6月、10月、1月、3月に発行)や機関紙等を通じて発表。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調査・研究成果の積極的な普及・活用については、ホームページ上での研究結果の公表やニュースレターへの掲載、研究紀要の発行、並びに講演会や学会での発表などにより行っているが、学会や研修会等の機会の一層の活用など、さらに広く周知していくことを希望する。
サービス提供に対する第三者評価の実施及び評価結果の公表	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 有識者、保護者、地域代表等から構成する「のぞみの園第三者評価委員会」を20年2月に開催。評価委員会においては、中期目標期間中の業務実績の報告を行うとともに、前回委員会開催以降に講じた利用者支援に関する取組を報告し、意見等を聴取。 	<ul style="list-style-type: none"> のぞみの園における業務運営や施設利用者に対する支援の状況について、第三者評価委員会に対し報告し、意見等を受けるなど、概ね計画どおり実施している。
財務内容の改善に関する事項	3(1) (2)	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の平成19年度障害者保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)に係る「行動援護従業者養成研修演習プログラム開発事業」について、助成(国庫補助金15,000千円)を受け入れ、19年度の収入及び支出に計上した。 群馬県の小規模グループホーム等運営費支援事業費補助金(210千円)を受け入れ、19年度の収入及び支出に計上した。なお、上記補助金を19年度の実施計画等に計上するにあたり、予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画の所要額の変更を行うとともに、独立行政法人通則法第31条第1項後段の規定に基づき、厚生労働大臣あて19年度計画を変更。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金以外の収入(自己収入)の確保については、地方自治体からの受託事業の拡大、施設利用者や地域の知的障害者等に対する診療収入の増加等の収入増に向けた努力が見受けられ、概ね計画どおり進展している。
業務の電子化	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> 業務の効率化を図るため、法人内の連絡事項はグループウェアを利用する等一層のペーパーレス化や共通文書の電子化に努めた。 当法人の規定や方針、関係法令等の「例規集」をグループウェアに搭載し共有化。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業務の電子化については、着実に取組を進めている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人労働政策研究・研修機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:稲上 毅)
目的	内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的とする。
主要業務	1 内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究を行うこと。2 内外の労働に関する事情及び労働政策についての情報及び資料を収集し、及び整理すること。3 上記調査及び研究業務の促進のため、労働に関する問題についての研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外に派遣すること。4 上記1から3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うこと。6 上記1から5に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: http://www.jil.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou07.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	B	
(1)労働政策研究	/	/	/	/	/	A×4 B×1	
(2)労働政策についての総合的な調査研究	A×3 B×2	A×5	A×5	A×5	A×5	/	
(3)労働事情・労働政策に関する情報の収集・整理	A×2	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	
(4)研究者・有識者の海外からの招へい・海外派遣	A	A	A	B	B	B	
(5)労働政策研究等の成果の普及・政策提言	/	/	/	/	/	A×2	
(6)調査研究結果等の成果の普及・政策提言	A×3 B×2	A×4 B×1	A×5	A×5	A×5	/	
(7)労働行政担当職員その他の関係者に対する研修	/	/	/	/	/	A	
(8)労働関係事務担当職員その他の関係者に対する研修	A	B	A	A	A	/	
(9)その他の事業	B	B	A	A	B	A	
3.予算、収支計画及び資金計画							B
4.短期借入金の限度額	B	B	A	B	B		
5.剰余金の使途							
6.その他業務運営に関する重要事項	/	/	/	/	/	/	
6.人事に関する計画	A	A	A	B	A	/	
7.人事に関する計画	/	/	/	/	/	B	
7.施設・設備に関する計画	B	B	B	B	B	/	
8.施設・設備に関する計画	/	/	/	/	/	B	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成19年度の業務実績については、個別項目に関する評価結果に見られるように、中期目標・中期計画に沿った取組が行われ、中期計画に掲げられた目標値の達成、利用者からの高い有益度及び満足度が確保されていることから、引き続き適正な業務運営が行われていると評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	2	<ul style="list-style-type: none"> 理事長のリーダーシップの下で的確な業務運営を行い、質の高い事業成果を確保するため、前年度に引き続き、理事長主催の経営会議において内部評価等を行うとともに、時宜を見て理事長自ら全役員に向けて訓示を行うなど内部統制の維持、強化に努めた。また、外部の学識経験者で構成する「総合 	<ul style="list-style-type: none"> 業績評価システムによる評価や業務運営等に関する意見・評価の把握については、中期計画どおり適切に実施されている。

		<p>評価諮問会議」等による外部評価を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 機構の業務運営及び事業成果に対する有識者等の意見及び評価を積極的に把握し、これら意見を業務運営の改善に反映。 <p>など</p>	
<p>予算、収支計画及び資金計画、短期借入金の限度額、剰余金の使途、その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>3,4,5,6</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 予算の執行に際しては、年度途中において業務の進行状況と予算執行状況を把握し、適宜見直しを実施。 • 「独法整理合理化計画」及び政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘等に基づき、19年度から、コンプライアンス委員会の機能強化の一環として、コンプライアンスの推進状況及びコンプライアンス研修の実施状況も含めて年1回以上の評価、点検を行うこととし、19年度は2回(新規)実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 中期計画に基づく予算を作成し、着実に執行している。
<p>人事に関する計画</p>	<p>7</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 平成16年度から18年度に実施した給与水準の独自の見直しを継続して実施するとともに、19年度においても人事院勧告を踏まえた給与改定を実施。 • 平成18年度末(第1期末)の常勤職員数は134人、当年度末の常勤職員数は129人であり、平成19年度計画のとおり。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 人員の抑制・給与水準の見直しについては、中期計画どおり適切に実施されている。また、優秀な人材の確保等についても、任期付研究員・非常勤研究員を活用するなど、中期計画どおり適切に実施している。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で118.9(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②その他法人固有の事情(機構の出向職員におけるI種試験相当採用者の在職割合が高いこと)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、①についての言及はなされているが、②に関して、法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-エ)を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人雇用・能力開発機構(平成16年3月1日設立)〈非特定〉 (理事長:丸山 誠)
目的	労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 公共職業訓練を実施する公共職業能力開発施設の設置・運営。2 企業の雇用管理改善に関する相談・講習・研修、助成金の支給。3 勤労者の計画的な財産形成促進のための勤労者財産形成融資。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: http://www.ehdo.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou07.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 組織体制、経費削減		A	A	A	A		
(2) 助成金等の支給	B	B	B	B	B		
(3) 職業能力開発業務	B×4	B	B	B	B		
1.業務の改善に関する事項							
(1) 雇用開発業務について						A×1 B×1	
(2) 職業能力開発業務について						A×4 B×5	
(3) 勤労者財産形成促進業務について						B	
(4) 助成金の支給、融資等の業務							
(5) 上記に個別に掲げる業務以外の業務						A	
2.国民に対して提供するサービスの質の向上							
(1) 業績評価の実施及び公表による業務内容の充実		B	B	B	B		
(2) 雇用開発業務(相談、講習等)	B	B	A	A	A		
(3) 雇用開発業務関係助成金等		B	B	B	B		
(4) 連携及び人材ニーズ把握		B	B	B	B		
(5) 在職者訓練		A	A	A	A		
(6) 離職者訓練		B	A	A	A		
(7) 学卒者訓練		A	A	A	A		
(8) 新分野展開・指導員育成		B	B	B	B		
(9) 若年者対策、キャリア・コンサルティング		B	A	A	A		
(10) 調査・研究		B	B	B	B		
(11) 職業能力開発関係助成金等		B	B	B	B		
(12) 財形業務	B×2	B	B	B	B		
(13) 情報提供、福祉施設の譲渡等の業務、特例業務	B	B	B	B	B		
2.組織・業務実施体制等の改善に関する事項							
(1) 組織人員体制について						B	
(2) 業績評価の実施による業務内容の充実について						B	
(3) 経費削減等について						A	
(4) 情報提供について							
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1) 予算、収支計画、資金計画、短期借入金、剰余金	B×2	B	B	B	B		
3.財務内容の改善に関する事項							
(1) 財形融資の債権管理							
(2) 雇用促進融資の債権管理、雇用促進住宅の譲渡・廃止						B	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 人事、施設・設備	B	B	B	B	B		

4.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 人員に関する事項							
(2) 施設・設備に関する事項							A
(3) 積立金の処分に関する事項							

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

<p>(総合評価の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全般として適切に業務を実施してきたと評価できるが、今後は、以下の点に留意する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ① サービスの質の向上として各種業務に係るアンケート調査を実施し、目標としての満足度等はすべてこれを上回っているが、最上位の評価(「大変役に立った」等)の比率が低いものも見られ、更なる業務改善の取組を進める必要がある。 ② 経費の削減について、一般管理費及び業務経費の削減や常勤職員数の削減等目標を上回る取組が進められており、評価できるが、人件費の削減や随意契約の割合の縮減等、一層の取組を進める必要がある。
--

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
雇用開発業務について(助成金の支給、貸付等の業務について)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 支給要件に合致しているかの確認のため可能な限り直接事業所訪問を行い、疑義のあるものについては、すべて直接事業所を訪問し確認。 雇用保険二事業助成金に係る支給要件の確認にあたって、都道府県労働局と雇用保険関係データの照会(OCR照会)を行い、不正受給を防止。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 雇用開発業務(助成金の支給、貸付等の業務)については、不正受給防止対策に積極的に取り組んでおり、また、説明会参加者の理解度は目標(80%)を達成しているが、大変理解できたとする者の割合に努力の余地がある。全体としては、中期目標を概ね達成したと言える。
職業能力開発業務について(関係機関等との連携、効果的な職業訓練の実施について)	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 就職促進能力開発協議会を開催(47 都道府県で延べ 103 回)。 企業等のニーズに応えた訓練コースを設定し、訓練を実施。PDCAサイクルによる訓練コースの見直しにより、効果的な訓練の実施に努めた。キャリア・コンサルティングを実施し、適正な訓練コースの選定ができるよう支援を実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等との連携や効果的な訓練の実施については、就職促進能力開発協議会の開催等により、地域ニーズを的確に把握し続けた努力が見られ、また、訓練コースの見直しを進めている。全体としては、中期計画を概ね達成したと言える。
勤労者財産形成促進業務について	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 勤労者財産形成促進業務の周知、利用者の利便や申請内容の適正化等を図るため、パンフレットの作成、パンフレット等の配布による周知、ホームページでの公開(アクセス数:104,528 件)等の措置を講じた。 長期借入金に係る業務について、外部委託契約(随意契約)の見直しを行い、ソフトウェア開発等を実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 勤労者財産形成促進業務については、適切な融資業務の実施、制度の積極的な周知に取り組んでいる。制度説明会参加者の理解度としては 87.9%の者が評価(目標:80%)しているものの、「大変理解できた」とする者の割合に努力の余地が見られる。全体としては、中期計画を概ね達成したと言える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> 本法人については、整理合理化計画に基づき、年内を目途に存廃を含めその在り方について結論が出される予定となっている。今後の評価に当たっては、中期計画の達成状況のみならず、当該結論に至った経緯・理由を十分踏まえた上で、評価を行うべきである。 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 109.8(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。これについては、評価結果において「給与水準の適正化に向けた取組を適切に進めている。今後とも、早期にラスパイレズ指数が適正な水準になるよう取組を着実に進めていくことが望まれる。」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、①職員の学歴構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(従前は、職員の年齢や経験年数により昇格・昇給させていたこと等)が挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(ア)、(イ)、(ウ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:伊藤 庄平)
目的	療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 療養施設の設置及び運営を行うこと。2 健康診断施設の設置及び運営を行うこと。3 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: http://www.rofuku.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou07.html
中期目標期間	5年間(平成16年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>					
1.業務運営の効率化					
(1) 機構の組織・運営体制の見直し	A	A	A	A	
(2) 一般管理費、事業費等の効率化					
(3) 労災病院の再編による効率化	A	A	S	A	
(4) 休養施設及び労災保険会館の運営業務の廃止					
2.国民に対して提供するサービス その他業務の質の向上					
(1) 業績評価の実施、事業実績の公表等	B	A	A	A	
(2) 療養施設の運営業務	A×4 B×2	S×1 A×5	S×2 A×4	S×2 A×4	
(3) 健康診断施設の運営業務	A	A	B	A	
(4) 産業保険関係者に対して研修又は相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務	A×2	A×2	A×2	A×2	
(5) 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務	B	A	A	B	
(6) 未払賃金の立替払業務	A	A	A	A	
(7) リハビリテーション施設の運営業務	B	A	A	A	
(8) 納骨堂の運営業務	B	A	B	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	B	
4.短期借入金の限度額					
5.重要な財産の譲渡等	B	B	B	B	
6.剰余金の使途					
7.その他業務運営に関する事項					
(1) 人事に関する計画					
(2) 施設・設備に関する計画	B	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成 19 年度の業務実績については、機構の設立目的に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。
 - ① 労災病院事業については、労災病院グループが勤労者医療の中核的な役割を果たす医療機関であるとともに、地域医療の中核的医療機関である場合が多いことから、地域の医療機関等に積極的に労災疾病等に関する研究成果の普及を図るとともに、地域の実情を踏まえつつ、地域医療連携を強化し、事業を進めることが必要である。
 - ② 労災病院の財務内容については、前年度に比べ損益改善にペースダウンが見られたところであり、中期目標達成に向けて、収支改善に向けたフォローアップを逐次実施するとともに、予算管理の徹底を図るなど、収入確保・支出削減について、これまで以上の改善と工夫を行うことが必要である。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
療養施設の運営業務 (労災病院に係る研究・開発及びその結果の普及の推進)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 全国の労災病院の中皮腫 221 例、アスベストばく露による肺がん 135 例、良性石綿胸水 49 例の自験症例についての病態を検討し、我が国におけるこれらアスベスト関連疾患の最終的な臨床像を明らかにした。 アスベスト関連疾患の診断治療に役立つ、呼吸器専門医向けのハンドブックを作成・発行。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> アスベストやメンタルヘルス等の労災疾病等 13 分野全ての分野において、研究成果を取りまとめ、その成果を普及するため、国内 86、国外 17 の学会発表を行うなど、中期目標を上回る実績をあげた。また、労災疾病等 13 分野のホームページアクセス件数も 130,638 件と着実に数字を伸ばし、中期目標を大幅に上回る実績をあげている。
療養施設の運営業務 (勤労者医療の地域支援の推進)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療連携室において、労災指定医療機関等に対してFAX等による直接予約システムを導入するとともに、地域連携バスの導入など労災指定医療機関との医療連携に取り組んだ結果、49.8%の紹介率を確保。 医師に対して、ニーズ調査(医療情報の提供、医療水準、診療時間帯等のアンケート調査)を実施し、この調査結果に基づき労災指定医及び産業医等からの示された意見、要望を地域医療連携室へフィードバックして業務改善に反映。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療支援病院の承認取得に努めるなど、地域における勤労者医療の中核病院として地域連携を着実に進めるとともに、患者紹介率を 49.8%確保するなど各項目で中期計画を大幅に上回る実績をあげている。
予算、収支計画及び資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度の診療報酬マイナス改定(△3.16%)の影響がより強く残る中、医療の質の向上と安全の確保及び効率化を図りつつ、全労災病院に対して収入確保対策の助言・指導等を行い、上位施設基準の取得、地域医療支援病院の取得等により診療単価のアップを図るとともに、個室料金の改定等による室料差額収入の増など収入の確保に努めた。 高度な手術等の増加により材料費の増加が見込まれる中で、契約努力による薬品値引率のアップ(対前年比 0.9 ポイントアップ)、効率的な医療の推進に伴う院外処方拡大により、医療材料費を3億円削減。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度の診療報酬マイナス改定や経済環境の悪化にともなう資金運用環境のマイナス圧力に加え、診療体制の整備・強化を行うなど、経常損益の中でやむを得ない面のあるコスト増が見られるほか、当期損益については増改築工事終了に伴う固定資産除去損の増加等の一時的要因により5億円の悪化となったが、今年度実施した医療体制整備等を基礎に経営強化が図られ、その効果が今後現れることが期待される。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の総人件費改革の取組については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「削減に向けた取組状況や効果について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の給与水準等公表によると、平成 17 年度の基準値 101,685,384 千円に対し 19 年度 103,947,108 千円(1.5%の増加(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画より予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、法人の取組の適切性についての検証状況及び今後の削減に向けた展望が、評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。(別紙2(二)参照)

法人名	独立行政法人国立病院機構(平成16年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:矢崎 義雄)
目的	医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 医療を提供すること。2 医療に関する調査及び研究を行うこと。3 医療に関する技術者の研修を行うこと。4 1～3に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	国立病院部会(部会長:猿田 享男)
ホームページ	法人: http://www.hosp.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/kokuritsu07.html
中期目標期間	5年間(平成16年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>					
1.国民に対して提供するサービスの質の向上					
(1) 診療事業	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	
(2) 臨床研究事業	A	S	S	S	
(3) 教育研修事業	A	A	A	A	
(4) 災害等における活動	S	A	A	A	
2.業務運営の効率化					
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A	
(2) 業務運営の見直しや効率化による収支改善	A×4	A×4	S×1 A×3	S×1 A×3	
3.財務内容の改善に関する事項					
(1) 経営の改善	S	S	S	S	
(2) 固定負債割合の改善					
4.短期借入金の限度額	A	S	S	S	
5.重要な財産の譲渡等					
6.剰余金の使途					
7.その他業務運営に関する事項					
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	
(2) 医療機器・施設設備に関する事項	A				
(3) 再編成業務の実施	A				
(4) 機構が承継する債務の償還	A				

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.20)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体としては国立病院機構の設立目的に沿って適正に業務を実施したと評価できる。
- 医療政策における役割等も踏まえ、全国146病院のネットワークを活用して、今後も積極的に我が国の医療の向上に貢献してゆく姿勢を期待したい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等				
診療事業	1(1)	<p>【クリティカルパス実施件数】</p> <table border="1"> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> <tr> <td>193,456件</td> <td>226,845件</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 全ての病院において医療相談窓口を設置し、患者が相談しやすい環境を整備しており、プライバシーの保護にも考慮し、窓口の個室化を推進することにより127病院が個室化。 診療中の心理的、経済的諸問題などについて、相談に応じ解決への支援を行う医療ソーシャルワーカー(MSW)を配置しており、平成19年度においては、MSWを28名増員することにより、患者の立場に立ったよりきめ細やかな対応を行える相談体制の更なる充実 	平成18年度	平成19年度	193,456件	226,845件	<ul style="list-style-type: none"> インフォームド・コンセントの促進として全病院に医療相談窓口を設置、123病院にセカンドオピニオン窓口設置、クリティカルパスの促進及び活用、患者満足度調査の実施及び実施結果を踏まえたサービスの改善等の様々な取組を評価する。 医療ソーシャルワーカーの増員によるきめ細やかな相談体制の充実も評価する。
平成18年度	平成19年度						
193,456件	226,845件						

		化。 【MSW 配置状況】 <table border="1"> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>平成 19 年度</td> </tr> <tr> <td>98 病院 164 名</td> <td>109 病院 192 名</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">など</p>	平成 18 年度	平成 19 年度	98 病院 164 名	109 病院 192 名	
平成 18 年度	平成 19 年度						
98 病院 164 名	109 病院 192 名						
臨床研究事業	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年度より開始した5課題の患者登録が終了し一部課題については成果を発表。平成 17 年度開始の4課題においては、患者登録が終了。平成 18 年度課題の6課題については順調に患者登録が進捗している。平成 19 年度課題として3課題の研究を選定。 研究費の配分方法については、予算の範囲内で一律に配分する方法から、研究費の実経費に即した額を算出するための積算基準を策定することで公正性を確保し、さらに選定審査の際の評価を研究費に反映させることで、研究者の意欲を高め、高い水準の研究成果を期待できるようになった。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> EBM推進のためのエビデンスづくりとして、全国ネットワークを活用した大規模臨床研究が順調に進展している。臨床研究センターの評価としては実施症例数等による活動状況を評価するとともに活動に応じた研究費の配分により研究活動の推進を図っている。このほか、治験の推進のための治験コーディネーターの配置、本部からの専門職員の支援、治験に係る業務手順書の作成等により順調に進展している。その他、高度先端医療技術の開発等については、特許出願件数も増加している。これらについて高く評価する。 				
業務運営の見直しや効率化による収支改善	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 各病院のみの利用では十分な稼働が見込めない医療機器について、広報活動等を積極的に実施し、他の医療機関との共同利用を促進した。平成 15 年度実施に対し 28,704 件 (101.5%) と利用数が増加し、地域における有効利用が大幅に進んだ。 不要となる病床等を整理・集約し病床稼働を効率化。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高額医療機器の共同利用数は中期計画を大幅に上回る実績となっている。病床の効率的な利用については、状況・必要性等に応じて、整理・集約を図る一方で、当該人員について、病院内の他病棟での活用による上位基準取得等、効果的・効率的な活用が図られた点は高く評価する。 				
経営の改善	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 経常収支 28,923 百万円、経常収支率 103.8%の黒字となった。平成 16 年度の経常収支 196 百万円、平成 17 年度の経常収支 3,564 百万円、平成 18 年度の経常収支 8,975 百万円の黒字に対し、4期連続で黒字となるとともに昨年の経常収支を上回り大幅に経営改善。 中期的な個別病院毎の経営改善計画(再生プラン)を策定し、そのうち、南横浜病院を除き、過去債務の利払額を超える改善が見込まれる 58 病院について平成 20 年3月末に本部が承認。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大幅な経営改善は高く評価する。個別病院毎の再生プランの策定も非常に重要であり、今後の目標達成に向けた更なる努力を注視していきたい。 				
固定負債割合の改善	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> 建築整備における建築コストを引き下げることにより、必要な整備内容を確保しつつ整備総額を縮減。 各病院の平成 18 年度の決算状況を踏まえた投資枠を設定し、投資の回収や効果についても十分に検証を行い、必要かつ無駄のない投資を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 固定負債割合の改善は、中期計画を大幅に上回る実績であり高く評価する。 				

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見 (H20.11.26) (個別意見)

- 本法人の総人件費改革の取組については、給与水準等公表によると、平成 17 年度の基準値 304,525,998 千円に対し 19 年度 312,968,784 千円 (2.1%の増加(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画に予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、法人の取組の適切性についての検証状況及び今後の削減に向けた展望が、評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。(別紙2(2-イ)参照)

法人名	独立行政法人医薬品医療機器総合機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:近藤 達也)
目的	医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、医薬品や医療機器等の品質、有効性及び安全性について治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行い、国民保健の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 健康被害救済業務(①医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による疾病や障害等の健康被害を受けた方に対する医療費、障害年金、遺族年金等の給付を行うこと。②スモン患者への健康管理手当等の給付、HIV感染者、発症者への受託給付、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の支給等を行うこと。)2 審査関連業務(①薬事法に基づく医薬品や医療機器などの承認審査を行うこと。②治験などに関する指導および助言を行うこと。③承認申請や再審査・再評価の確認申請の添付資料についてのGCP、GLP等の基準への適合性の調査を行うこと。④GMP/QMS調査による製造設備、工程、品質管理の調査を行うこと。⑤薬事法に基づく再審査・再評価の確認を行うこと。)3 安全対策業務(① 医薬品や医療機器などの品質、有効性及び安全性に関する情報の収集・解析および情報の収集・解析及び情報提供を行うこと。②消費者などからの医薬品及び医療機器についての相談を行うこと。③医薬品や医療機器などの安全性向上のための製造業者等への指導および助言を行うこと。④医薬品や医療機器などの基準作成に関する調査を行うこと。)
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:上野谷 加代子)
ホームページ	法人: http://www.pmda.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryo07.html
中期目標期間	5年間(平成16年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は平成17年4月に研究開発振興業務を(独)医薬基盤研究所に移管している。紙面の都合上、移管後の両法人の評価項目は記載せず、移管前の評価結果のみを記載している。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>					
1.法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					
(1) 効率的かつ機動的な業務運営	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2) 業務運営の効率化に伴う経費削減等	A×2	A×2	A×2	A×1 B×1	
(3) 国民に対するサービスの向上	A	A	B	A	
2.部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					
(1) 健康被害救済給付業務	A×3 C×1	A×3 B×1	S×1 A×3	A×4	
(2) 審査等業務及び安全対策業務	A×7 B×1 C×1	A×8 B×1	A×8 B×1	A×7 B×2	
(3) 研究開発振興業務	A×3 B×1				
3.財務内容の改善					
(1) 経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成、当該予算による運営	A	B	A	A	
4.その他業務運営に関する重要事項					
(1) 人事に関する事項	A	A	A	A	
(2) セキュリティの確保					

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.18)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成18年度に設置された「情報システム管理等対策本部」の下で、業務・システム最適化計画の策定及び公表を行った。研修業務及び国際業務の充実を図るため、研修・国際課を研修課と国際課にそれぞれ分離した。また、内部監査の強化を図るため、監査室を1名増員するなど、業務全般にわたる戦略立案機能、リスク管理及びチェック機能などの業務管理体制を強化するとともに、理事長の判断を迅速に業務運営に反映する組織体制の構築を図るため、平成18年度に引き続き、理事長が業務の進捗状況を直接把握し、必要な指示を行う場の設置及び機構の全般の連絡調整の強化を行うことにより、トップマネジメントによる組織体制の確立のための取組が進められた。さらに、学識経験者等による審議機関である「運営評議会」等を定期的に開催するなど、効率的かつ機動的な業務運営や、業務の公正性、透明性の確保等のための取組が着実に進展し、有効に機能しており、計画に照らし十分な成果を上げている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
健康被害救済給付業務(制度に関する情報提供の拡充及び見直し)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 健康被害救済制度を医師や患者等にとって分かりやすく解説した冊子を作成し配布するとともに、ホームページに冊子(PDF形式)及び冊子を要約した動画を配信しより使いやすくした。 ホームページの掲載内容をより充実し、広報活動を強化することにより、アクセス件数は63,843件(対平成15年度比79%増)となった。さらに、インターネットによる広報を5ヶ月間実施した結果、健康被害救済制度の概要を記載した広報専用ページに101,720件のアクセス件数があり、制度の周知に寄与。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページに支給事例や業務統計が公表されており、ホームページアクセス件数も15年度比79%増、相談件数も36%増と目標(15年度比20%増)を上回っている。救済制度広報については、冊子だけではなく、ホームページを利用した広報にも注力し、内容についても充実させ、普及についても着実に進んでいる。
審査等業務及び安全対策業務(先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化、情報管理及び危機管理体制の強化)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 新医薬品の平成19年度の承認状況についてみると、平成16年4月以降申請分に係る12ヶ月の目標達成率は60%(73件中44件)だった。また、優先審査の品目については、平成16年4月以降申請分に係る6ヶ月の目標達成率は、65%(20件中13件)であった。 データマイニング手法を安全対策業務の支援ツールとして導入することに加えて、シグナル検出結果の効率的な活用に向けて、安全対策業務プロセス全般をサポートする業務支援システムの開発に着手。また、平成18年度までの実施状況について、平成19年6月に医薬品医療機器情報提供ホームページにて公表。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 新医薬品(平成16年4月以降の申請分)の審査事務処理期間12ヶ月を70%確保する目標に対し、60%と目標を下回ったものの、承認件数は、18年度の49件から73件と大幅に増加している。優先審査品目(平成16年4月以降の申請分)については、審査事務処理期間6ヶ月を50%確保する目標に対し、65%と目標を達成している。 データマイニング手法の導入に向けての取り組みは作業支援システムの開発に着手するなど、着実に進展している。抗がん剤併用療法実態把握調査の最終解析等、ホームページ上で公表され、ネットワーク医療機関にとってメリットのある副作用情報等の提供が行われている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の総人件費改革の取組については、本法人の給与水準等公表によると、平成17年度の基準値545,454千円に対し19年度609,545千円(11.1%増加(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっている。この状況が法人の具体的な削減計画に予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、業務実績報告書においては、「新給与制度の導入等により、平成19年度における人件費については、約3.3%の削減(対平成17年度一人当たり人件費)が図られた」と給与水準公表における基準値及び実績値と異なる説明がされており、これを前提とした評価が行われているが、公表値を前提とした法人の取組の検証状況については評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、公表値を前提とした法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。(別紙2(2-A)参照) ※ただし、本法人の基準値及び実績値は、平成17年度及び19年度の非審査人員に係る実績額(総人件費から審査経理区分の人件費を除いた額をいう。)であり、審査人員について3年間でおおむね倍増とされたことを踏まえ、同機構の中期計画において常勤職員について582人まで増加することとしており、21年度における人件費の実績額の確定後に、基準値の補正を行うこととされている。

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所(平成17年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:山西 弘一)
目的	医薬品技術及び医療機器等技術に関し、共通的・普遍的な研究開発、試験研究用生物資源の研究開発、研究開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品及び医療機器等の開発のための基盤の整備を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 基盤的技術研究(医薬品等の開発に資する共通的技術の開発)。2 生物資源研究(研究に必要な生物資源の供給及び研究開発)。3 研究開発振興(研究の委託、資金の提供、成果の普及)。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法人: http://www.nibio.go.jp/index.shtml 評価結果: http://www-bm.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa07.html
中期目標期間	5年間(平成17年4月1日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>				
1.業務運営の効率化				
(1) 機動的かつ効率的な業務運営	A	A	A	
(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上				
(1) 全体的事項	A×3	A×3	S×1 A×2	
(2) 基盤的技術研究	A×2 B×2	A×3 B×1	S×2 A×2	
(3) 生物資源研究	A×3	A×3	A×3	
(4) 研究開発振興	A×4	A×3 B×1	A×4	
3.財務内容の改善				
(1) 予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	
4.その他業務運営に関する重要事項				
(1) 人事に関する事項				
(2) セキュリティーの確保	B	B	A	
(3) 施設及び設備				

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体としては、研究所の目的である画期的な医薬品等の開発支援に資するものであり、適切に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。
 - 繰越欠損金については、そのほとんどが承継業務の出資事業において独立行政法人医薬品医療機器総合機構から承継したものであり、また、実用化研究支援事業においては、産業投資特別会計から出資金を受け入れ、それを委託費として支出しているが、医薬品の研究開発は長期間を要し、研究終了後の研究成果の実用化による製品販売収入等により収益の回収を行うことから、研究開発期間中は研究委託費が損益計算上損失として計上されることにより生じるものである。研究振興勘定に関しては収益可能性の高い案件の採択に努めるとともに、承継勘定に関しては研究成果の事業化・収益化を促すなど、繰越欠損金の回収や新規発生を最小化のために努力を行っている認められるが、今後も研究成果の事業化・収益化促進のための方策を強化し、繰越欠損金の拡大の阻止にとどまらず、解消の具体的プランを策定するよう努める必要がある。
 - 機動的かつ効率的な業務運営に関しては、理事長のトップマネジメントにより、研究テーマに応じた人員配置が行われたこと、LANシステムを活用して管理部門と研究部門の意思疎通がより円滑に行われるように努めたことは評価できる。なお、地理的に離れた位置にある大阪本所、霊長類医科学研究センター、薬用植物資源研究センター・研究部の一体化に一層努め、研究所が最大の機能を発揮できるよう、更なる工夫が必要である。
 - 当年度末の運営費交付金債務残高のうち、国庫納付すべき額を除く673,925千円は新規プロジェクト用資金であるため、中期計画期間の残余の期間において計画どおり事業が実施され成果が得られるように努力する必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
全体的事項	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> ホームページのデザインを変更し、メニューバーを上部へ移し、メニューバーに触れると下層メニューが見えるようにすることにより、下層情報へ到達するまでのクリック回数を減らして、閲覧者の利便性向上を図るとともに、iPS細胞関連情報のページ及びNMR棟施設専用ページのバナーを作成し、情報 	<ul style="list-style-type: none"> 査読付き論文の発表数が中期計画を大きく上回り、質的にも高い水準にあること、ホームページ・セミナー・研究所一般公開の開催や企画の充実により研究成果の一般の人々への公開に努め、ホームページへのアクセス数の増大など、その成果が認められること、研究成果の活用促進を図っていることな

		へ速やかに到達できるようにした。また、当研究所の研究活動を閲覧者にわかりやすく広報するため、医薬基盤研究所の紹介DVDをホームページ上に掲載。平成19年度中のホームページのアクセス数は、約142万ページ(18年度:約86万ページ)。 など	どから、数値的にも内容的にも中期計画を大幅に上回る実績を上げたと評価する。
予算、収支計画及び資金計画	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 18年度と比べて、厚生労働科学研究費補助金において大型の指定研究費が減額されているため、科学研究費補助金の獲得額は減少しているが、競争的研究資金の獲得件数は増加。また、民間企業等との共同研究の拡大に努めた結果、共同研究費が大幅に増加。 など	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に沿って一般管理費、事業費の削減が図られ、概ね中期目標が達成できていると評価できる。科学研究費の獲得額が減少しているが、共同研究費・受託研究費等を含めた外部資金の獲得金額では伸びており、全体としては中期計画を概ね達成したと言える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で104.2(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(研究所の出向者の構成(ほとんどが本府省及び管区機関からの出向者))が挙げられている。しかしながら、評価結果において、③についての言及はなされているが、①、②に関して法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア(イ)、ウ)を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。
- 本法人の総人件費改革の取組については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「削減に向けた取組状況や効果について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の給与水準等公表によると、平成17年度の基準値653,499千円に対し19年度673,992千円(2.4%増加(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画上予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、法人の取組の適切性についての検証状況及び今後の削減に向けた展望が評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。(別紙2(2-イ)参照)

法人名	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(平成17年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:水島 藤一郎)
目的	厚生年金保険法第79条又は国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業(政府が管掌する健康保険に係るものに限る。)の用に供する施設であって厚生労働大臣が定めるもの(以下「年金福祉施設等」と総称する。)の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び政府が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。
主要業務	1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと。2 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うこと。3 上記に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	年金部会(部会長:山口 修)
ホームページ	法人: http://www.rfo.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/nenkin07.html
中期目標期間	5年間(平成17年10月1日～平成22年9月30日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>				
1.効果的な業務運営体制の確立				
(1) 効率的な業務運営体制の確立	S	S	S	
(2) 業務管理の充実	A	S	S	
(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	S	S	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	S	
(1) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止	A	S	S	
(2) 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全	S	A	A	
(3) 買受需要の把握及び開拓	A	S	A	
(4) 情報の提供	A	A	A	
3.財務内容の改善	A	S	S	
4.その他業務運営				
(1) 人事に関する計画	A	A	A	
(2) 国庫納付金の納付	A	A	A	
(3) 外部有識者からなる機関	A	A	A	
(4) 機構の保有する個人情報の保護	A	A	A	
(5) 厚生年金病院に係る整理合理化計画を踏まえた対応				
(6) 終身利用老人ホームの譲渡				

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 施設整理機構の設立期間の半分を経過したことによる平成19年度の業務実績については、施設整理機構の設立目的に沿って、適切に業務を実施したと評価できる。また、施設譲渡の過程で発生する様々なリスクに対する対応を初めとして、施設整理機構の業務運営において、トップマネジメント機能が有効に発揮されており、引き続き指導力を発揮した積極的な取組を大いに期待したい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務運営体制の確立	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡価格・雇用・公共性の観点から慎重な対応が必要と考えられるホール付大型会館の処理方針を確立すること及び今後の検討課題である事業価値が高い施設の一括売却の方針を確立するための組織として企画部戦略マーケティング部を設置した。この結果、大型会館の処理方針については概ね確定。 増加する施設譲渡業務に伴い、入札参加者の資格について、より適正に対処するため、企画部に上席調査役を設置。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設譲渡に関して民間的、専門的な工夫をさまざまに行っており、そのための組織人員の見直し、外部機関の活用が図られている。また、委託業務の拡大やインセンティブ方式の導入など新たな施策を複数実施し、売却収入予算費22%増という結果を出したことは評価できる。また、専門的知見を有する人材確保の面でも実務上のニーズに即して適切に対応しており、中期計画を大幅に上回ったと言える。
業務管理の充実	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の通行権、温泉権等について調査を 	<ul style="list-style-type: none"> 悉皆調査により施設の実態を適確に把握

		<p>行い、重要情報として開示すべきものを整理して譲渡に支障を来たすことのないようにした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の進捗に関しては、幹部会(2回/月開催、構成員:理事長、理事、審議役、部長および総務課長)および役員会(1回/月開催、構成員:理事長、理事、監事<オブザーバー>)に主たる業務の進捗状況を定期的に報告するほか、日常管理として理事長が主宰する原則毎朝開催の業務打ち合わせ会(参加者:理事長、審議役、施設部・業務推進部・管理部・企画部所属員全員、総務課長等)においても適宜状況報告及び進捗管理を行っている。計画進捗のために何らかの方策が必要な事項に関しては、適宜関係者で打合せを行い方針を決定し対処。 <p>など</p> 	<p>し、問題点を解消することを通じ施設価値の引き上げを図っている。また、状況報告・把握を迅速に行うための対策、リスク管理についても、新たな組織の設置等の工夫により、適切に行われている。全体としては、中期計画を大幅に上回ったと言える。</p>
業務運営の効率化に伴う経費節減	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費(人件費を除く。)については、必要最小限の経費の執行に努め、更に、少額の契約(消耗品等)であっても複数社による見積り合わせを行うなど経費の節減を図り、平成17年度との比較で22%節減。(対前年度比13%減) 業務経費については、予算7,893百万円に対し実績1,600百万円と6,294百万円を節減。これは、施設としての売却が図れたことから施設解体費用45億円が、又、甚大な災害が発生しなかったことから災害復旧費用4億円が各々不要になったこと、売却手数料6億円が翌年度に繰り延べとなったことが主な要因である。また、経費の執行にあたっては、一般競争入札、企画競争など、業務の特性に応じた方法により業務経費の効率的な執行に努めた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費は前年、前々年に比して節減できており、業務経費についても事業継続を前提とした売却を図っているため、施設の解体費用等を使用しなかったことが経費の大幅な削減につながっている。全体としては、中期計画を大きく上回ったと言える。
年金福祉施設等の譲渡又は廃止	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 特に20年4月から始まる「特定健康検査・特定保健指導」を見据え機能維持条件を付した健康管理センターの譲渡を本格化し、医療機関・健診機関を始めとした買受候補先に精力的にマーケティングを行い入札を行った。その結果、売却額は売却原価比283%、出資価格比187%となった。 買受先の確保の段階において、事業継続を前提として買受を検討している者に対しては委託先公益法人等の従業員の再雇用を依頼。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当機構に課せられた使命である高い価格での譲渡に関して、売却価格計画比154億円、原価比219億円のプラスと大幅なプラスを出しているだけでなく、事業継続及び雇用継続についても高い継続率となっており、中期目標を大幅に上回った期待以上の大きな成果をあげている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の総人件費改革の取組については、給与水準等公表によると、平成17年度の基準値36人に対し19年度39人(8.3%の増加)となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画に予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、業務実績報告書においては、「総人件費改革における当機構の基準人員数(定員)は、41名である。」と給与水準等公表における基準値及び実績値と異なる説明がされており、これを前提とした評価が行われているが、公表値を前提とした法人の取組の検証状況については評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、公表値を前提とした法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、法人の中期計画で示す平成21年度末までに4%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。(別紙2(2-ア)参照)

法人名	年金積立金管理運用独立行政法人(平成18年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:川瀬 隆弘)
目的	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。
主要業務	1 年金積立金の管理及び運用を行うこと。2 前記1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	年金部会(部会長:山口 修)
ホームページ	法人: http://www.gpif.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/nenkin07.html
中期目標期間	4年間(平成18年4月1日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>			
1. 業務運営の効率化			
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	
(2) 業務運営能力の向上	A	A	
(3) 業務管理の充実	A	A	
(4) 事務の効率的な処理	A	A	
(5) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	A	
2. 業務の質の向上			
(1) 受託者責任の徹底	A×2	A×2	
(2) 情報公開の徹底	A	A	
3. 財務内容の改善	A	A	
4. その他業務運営に関する重要事項			
(1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	A×4	A×4	
(2) 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項	A×2	A×2	
(3) 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	S×1 A×2	A×2 B×1	
(4) その他	A×1 B×1	A×1 B×1	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 業務運営体制の見直し及び改善が行われ、業務が適切に運営されていると評価することができる。また、年金積立金の管理及び運用に関する事項については、全体としては管理運用法人の設立目的に沿って適切に業務を実施したと評価できる。年金積立金の運用については、長期的には年金財政の目標とされているリターンは確保できており、単年度においても外国株式などについて課題が残されたものの、ベンチマーク並の収益率は達成できている。今後も長期的に年金積立金の安全かつ効率的な運用が実施されていくことを大いに期待したい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営能力の向上	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 職員の採用に当たっては、資金の管理及び運用に係る経験や専門的知識を有する資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加えて、新聞求人広告、転職情報サイト等を活用し、民間の運用実務経験者等を募集。また、実務経験者等を募集するに際し、金融機関や運用機関における実務経験があることを応募要件とするとともに、採用予定者の選考等の審議を行う「職員採用委員会」において、管理運用法人の業務運営能力の向上に寄与する資質の高い優秀な人材の採用に努めた。これらの結果、多様な運用実務経験及び資格等を有する者を採用又は採用決定。 職員の資質の向上等を図るため、資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修 	<ul style="list-style-type: none"> 人材の専門性の高度化を進めるための対策については、中途採用について、積極的に外部の有能な人材確保に努める等、人件費の制約がある中で最大限の努力を行っている」と評価する。また、人事評価制度を創設し、報酬に結びつける等の報酬体系の見直しを行ったことは職員のインセンティブの向上に資すると考えられ評価に値する。さらに、職員の専門性向上のための職員研修については、専門実務研修や、大学院への入学補助制度等の活用が図られていると認められる。

		計画を策定し、平成19事業年度の研修を次のとおり実施。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> </tr> <tr> <td>研修回数(合計)</td> <td>62回</td> <td>85回</td> </tr> <tr> <td>参加延べ人数</td> <td>561名</td> <td>552名</td> </tr> </table> など		18年度	19年度	研修回数(合計)	62回	85回	参加延べ人数	561名	552名	
	18年度	19年度										
研修回数(合計)	62回	85回										
参加延べ人数	561名	552名										
業務管理の充実	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画及び年度計画の達成状況に係る内部手続きの簡素化を図ることにより、各四半期終了後速やかに進捗・達成状況を経営管理会議に報告することとし、次期四半期以降の目標見直しの早期化等、事業運営が効率的になるように努めた。 法令遵守及び受託者責任等の徹底を図るとともに、コンプライアンスの推進を行うことを目的とした「コンプライアンス委員会」(幹部職員と法務に関する有識者である第三者で構成)を平成19年10月に開催。また、コンプライアンス推進のための対応策として、役職員の服務規律の概要をまとめた「コンプライアンスハンドブック」を作成した。さらに、臨時職員・派遣職員を含む全役職員を対象としたコンプライアンス研修を平成19年11月に実施。 など	<ul style="list-style-type: none"> 業務管理の充実については、国内債券における国債型パッシブ運用を開始し、目標設定と実績管理が適切になされている。また、法令遵守の推進のためのコンプライアンス委員会の開催やコンプライアンス・ハンドブックの作成・配布など、職員の意識改革への取り組みがなされており、着実に内部管理体制を構築していると評価する。 									
年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	4(3)	<ul style="list-style-type: none"> 運用受託機関に対する資金の配分及び回収については、市場への影響を配慮し、1日当たり配分額の上限基準を設定し、その基準に基づき資金配分を実施。また、NOMURA-BPI 国債をベンチマークとする国内債券パッシブ運用の開始に当たり、当該ファンドに対する資金の配分について、市場への影響を配慮した1日当たりの配分上限額を新たに定めた。また、リバランスを行うに当たっては、平成19事業年度においては、寄託金等の新規資金が相当程度あったことから資産の売却・回収は行わず新規資金の配分を通じて実施。 株主議決権行使に係る方針の提出を求めた。また、提出されていた議決権行使に係る方針について、変更があった延べ54社については、変更後の方針の提出を受けた。 など	<ul style="list-style-type: none"> 株主議決権行使については、運用受託機関にガイドラインの策定及びその遵守を行わせるなどの取り組みを行っており、企業経営等に与える影響に配慮を行いつつ、必要な対応を行っている認められるが、今般の株式市場の環境変化に伴い、対応のあり方についても引き続き検討を行っていただきたい。 									

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 年金積立金の運用については、中期計画において、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとされており、評価結果ではA評定(中期計画を上回っている)とされている。しかしながら、外国債券については、中期計画において目標とされているベンチマークを上回った収益率となっているものの、国内債券、国内株式及び短期資産は、おおむね、ベンチマーク並の収益率、また、外国株式はベンチマークを下回る収益率となっており、A評定とする考え方、理由、根拠等が明らかとなっていない。今後の評価に当たっては、より厳格な評価を行うとともに、評価の考え方、理由、根拠等を明らかにした上で評価すべきである。